

会議要旨

会議名	令和5年度 第3回館山市下水道事業審議会
開催日	令和6年2月7日(水)
開催場所	鏡ヶ浦クリーンセンター 2階会議室 午前10時~11時45分
	委員(12名) ※敬称略、委員名簿順 松坂 誠一 山内 豊 小林 正幸 伏原 由美 鈴木 彰 小滝 仁 滝口 恵子 角田 吉夫 鈴木 久雄 藤井 浩一 長谷川 秀徳 鈴木 正一
出席者	講師(1名) ※敬称略 遠藤 誠作(総務省・経営財務マネジメント強化事業アドバイザー) 事務局(7名) 館山市長、建設環境部長 都市計画課長 下水道室長 下水道管理係長、他下水道室職員2名
公開・非公開の別	公開
非公開の場合の理由	
傍聴者	1名
会議概要・結果等	<p>1.市長挨拶</p> <p>2.諮問内容の読み上げ 【諮問内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・館山市下水道事業経営戦略の公表について(別紙1) </p> <p>3.遠藤アドバイザーの講義 【講義内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・館山市下水道事業の財政状況について ・今後の展望 【質疑なし】</p> <p>4.館山市下水道事業経営戦略の公表について 【事務局からの説明】 <ul style="list-style-type: none"> ・経営戦略の総論部分について解説。概要については以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> I.新規整備を休止すること II.使用料の改定などにより財政基盤の確保に努めること </p>

【質疑・意見】

- ①下水道事業の廃止の可能性はないのか。
- ・事務局) 将来的な展望に入れる必要はあると考えている。今後10年間の経営戦略の成果を含めたうえで、選択の一つとして検討が必要と考えている。
ただし、既設管の撤去や浄化槽への転換等には莫大な費用が掛かるため、それらを勘案しながら検討を進めていきたい。
なお、今回の経営戦略上では休止となっていることを付け加えさせていただく。
- ②下水道区域内外の格差について是正すべきではあるものの、使用料の増額や高齢化等で市民としては厳しい状況ではある。市民の方々に理解が得られるか心配である。
- ・事務局) ごもっともだが、これ以上検討の先延ばしはできない状況である。早めの損切をする判断を本経営戦略の期間に縛られることなく検討しなければならないと考えている。
- ③利率が非常に高い時代の事業債（供用開始前後の借入）が経営状況を圧迫しているとのことだが、更にその借換債の様なもの（資本費平準化債）を借りるとは不適切である様に思う。事務局はどう考えているか。
- ・事務局) 下水道事業は（初期投資が）高額な事業であり、他市町村も状況としては似たような状況であったと推察される。加えて、手元にはお金が無いことから先送りにする資本費平準化債を借り入れることになってしまふ。財政構造としては国が国債を発行することと同じと考える。
- ④（質問③に関連して、）借金ありきのいわゆる自転車操業の様な状態になるとわかっているながらあえて市がその道を選択した理由はなにか。
- ・事務局) H4年度から借入を開始したが、資本費平準化債の制度はH18年度から開始した。この制度は国からの交付税措置があり、当時は単年度で見れば、事業の継続に問題無いと判断したのではないかと思われる。
- ⑤（質問④に関連して、）それは長期的に見たら首を絞めるだけではないか。
- ・事務局) おっしゃる通りである。故に、検討していかなければならぬ時期に入ってきたている。

- ⑥（質問②に関連して、）区域内外や行政の負担のバランスをどのように取っていくつもりか。
- ・事務局）現状、区域外の人の負担が過分になっていることを解消するためにも使用料の値上げを行う予定である。そのためにも下水道と浄化槽でどの程度利用者の負担に差があるか検証し、行政としてどのように対応していくのか検討が必要である。
- ⑦計画区域面積である 450ha に耐えうる施設を現在保有していると思うが、供用開始区域面積の 209ha で面積をほぼ拡大しない場合に余った施設は縮小するのか。
- ・事務局）現在の施設を縮小することはできないため、あくまで管渠の新規整備をしないという意味での事業縮小となる。
- ⑧本当に国からのあて（財政的補助等）は無いのか。
- ・遠藤先生）ないと考えている。
- ⑨使用料の値上げはいつからの予定か。
- ・事務局）来年度に検討をし、再来年度の実施を考えている。収支の均衡を目的とする経営戦略内では 25%を使用しているが、諸事情も含めて来年度に検討を行う。
- ⑩区域内の接続推進をどう進めていくか。
- ・事務局）従来通り、アンケートを取って意向を確認しつつ根気よく接続の推進をしていく考えである。
- ⑪区域内でも接続しなくてよいのか。
- ・事務局）下水道法では供用開始区域の公示を受けて 3 年以内に接続するよう義務付けられている。罰則についても 30 万円以下の罰金が取れるようになっているものの、経済的な理由や浄化槽を設置したばかりである等の理由で接続していない方もいる。法律上は義務付けられているが、（実状を鑑みて）お願いの形で回っている状況である。現在、区域内人口のうち 1000 人程度が接続していない。
- ⑫事務局の説明の通り、資本費は料金の使用料の算定経費にすることや使用料の値上げは妥当だと思う。あくまで今回の値上げは使用料を適正な金額にするためのものであり、むしろ今まで安価で済んでいたものである。そこを市民の方々に伝えていってほしい。
- ・事務局）同意見である。今後はそのような方向性で資料を作成し、丁寧に説明をしていきたいと考えている。

【諮問】

- ・館山市下水道事業経営戦略の公表について妥当であるか。
→全会一致で妥当と判断。

【答申内容について】

- ・本経営戦略は非常に重い決定であることを受けて予め会長と協議を行った結果、理由及び付帯意見として重要な点を補足することとなつたため、これについて事務局より説明を行つた。（別紙 2）

【質疑】

- ⑬有収水量が多く見込めることが予測できる場合は 209ha から拡大する可能性を残すとの認識でよろしいか。
- ・事務局）その通りである。近年では館山病院等の接続がこれにあたる。

5.館山市公共下水道事業全体計画の見直しに係る進捗について

【事務局からの説明】

- ・進捗について説明

【質疑なし】